

# 市町村合併と地域福祉計画策定

伊賀市高齢障害課 田中克典

## I 市の概要と自治基本条例について

6 市町村が合併（平成 16 年 11 月 1 日）

伊賀流自治のしくみ → 市自治基本条例

## II 市の地域福祉計画の特徴

1, 市町村合併と地域福祉推進

2, 市民参加と計画策定

3, 他計画との関係

総合計画－地域福祉計画－分野別計画（高齢、障害、児童など）

4, 市(行政)と社会福祉協議会の協働

## III 計画の内容

1, 計画の考え方

伊賀流地域福祉

地域福祉五道

地域圏域五層

2, 計画の体系

理念 → 5つの柱【大項目】

(基本)施策 → 方針【中項目】や事業【小項目】

# 市町村合併と 地域福祉計画策定

三重県伊賀市

高齢障害課 田中 克典

## 1. 伊賀市の概要

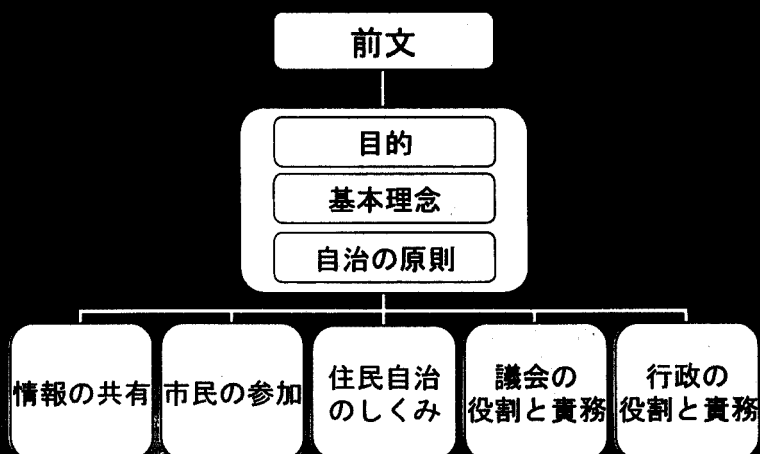
- 平成16年11月1日、  
1市3町2村が合併し、  
伊賀市発足。
- 面積 558.17km<sup>2</sup>
- 人口 102,997人  
(平成18年7月31日現在)
- 高齢化率 25.0%



## 2. 伊賀市自治基本条例の制定

- ☐ 地方分権一括法(平成12年4月)
- ☐ 新市将来構想(平成14年)
- ☐ 新市建設計画(平成15年)
- ☐ “ひとが輝く 地域が輝く” 自立したまちの実現
- ☐ 住民自治協議会を中心とした新しい自治のしくみ  
(補完性の原則に基づく、地域内分権の実現)

### 伊賀市自治基本条例の体系

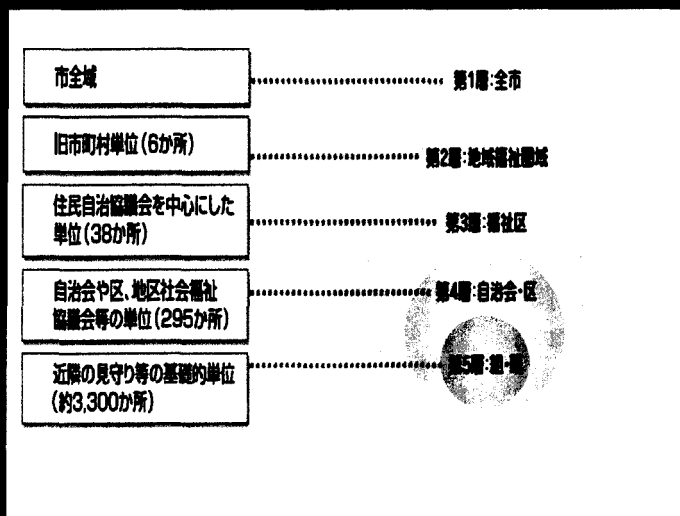


## 伊賀市自治基本条例の特徴

- ③ 2004年12月24日、公布・施行。全58条という大型自治基本条例。とくに第4章の住民自治の仕組みについて規定する章は、住民自治協議会（設置、権能、地域まちづくり計画等）、住民自治地区連合会など、今日的ないわゆる狭域自治を進めるための仕組みについて比較的詳細に規定していて、これまではコミュニティといった形で総論的に規定していた自治体や、制度的な枠組みがあることについて規定していた自治体よりも踏み込んでいる。こうしたことに力を入れたい地域にとって参考になろう。別に定めるとしていて具体的ではないが公益通報に関する仕組みの設置について定める条文ももつ（2005.1.18時点で）おそらくもっとも先進的なものと思われる。（自治体法務パークより引用）

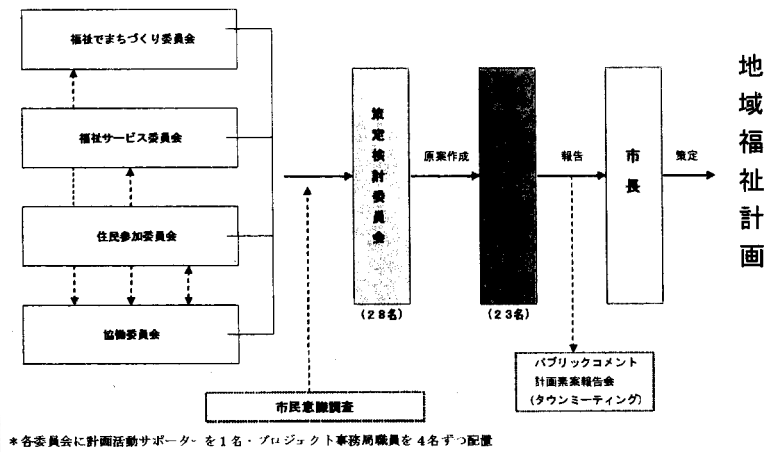
## 3. 伊賀流地域福祉計画の特徴

- ① 1. 市町村合併のリスクを圏域設定でカバー



## ② 2. テーマ別委員会による能動的住民参加手法の導入（策定期間が1年間）

地域福祉計画策定の流れ



## 伊賀市地域福祉計画の策定経過

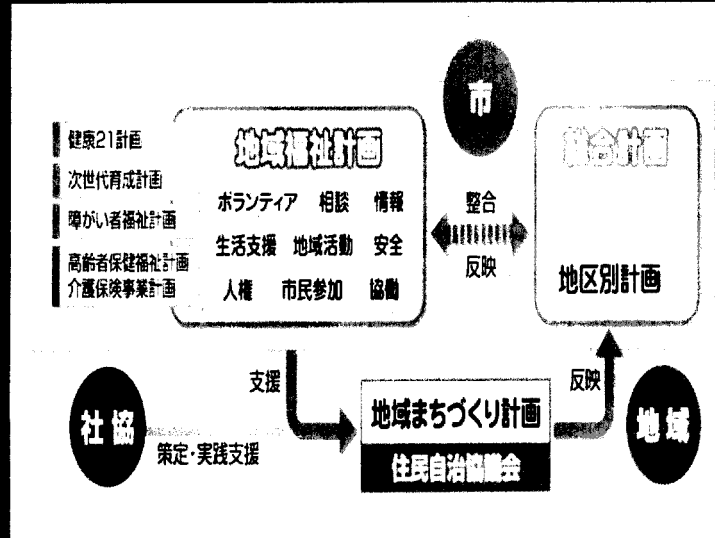
平成17年

- ③ 3月 計画策定手続きに関するパブリックコメント
- ③ 4月 地域福祉計画講演会
- ③ 5月～地域福祉計画策定委員会・テーマ別委員会
- ③ 7月 住民アンケート

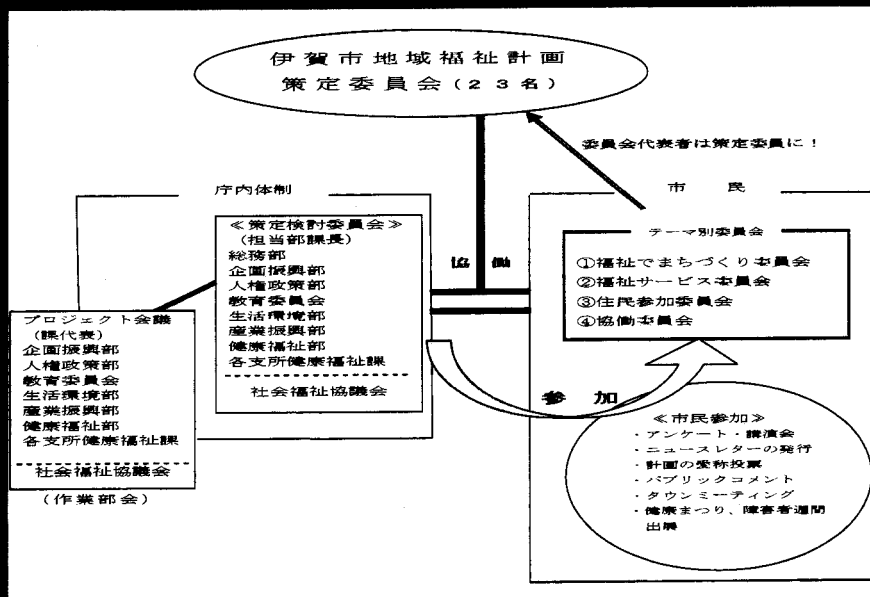
平成18年

- ③ 3月 中間案パブリックコメント  
タウンミーティング
- ③ 5月 最終案完成・市長報告
- ③ 6月 計画案議決

### 図3. 総合計画や分野別計画との整合と地域まちづくり計画への反映



### 図4. 行政と社協が一体的に策定



## 4. 地域福祉 計画の概要



## 伊賀流地域福祉

### 其ノ一 地域の個性をまちづくりに

平成16年に合併した伊賀市においては、これから、市民としての一体感（協力し合う気持ち）を育むとともに、一方で合併したすべてのまちが画一的（いわゆるみんな同じ）ではなく、地域の個性を生かしたまちづくりも必要です。

地域福祉計画では、市民の参加を得て、伊賀市全体としてどのような「福祉のまち」をめざすのか、そのためには市民・事業者・社協・市がどのような役割を担うのかが書かれています。それを受けて、「住民自治協議会」※で策定される「地域まちづくり計画」で、地区の現状に合わせた具体的な地域の取り組みが行われます。

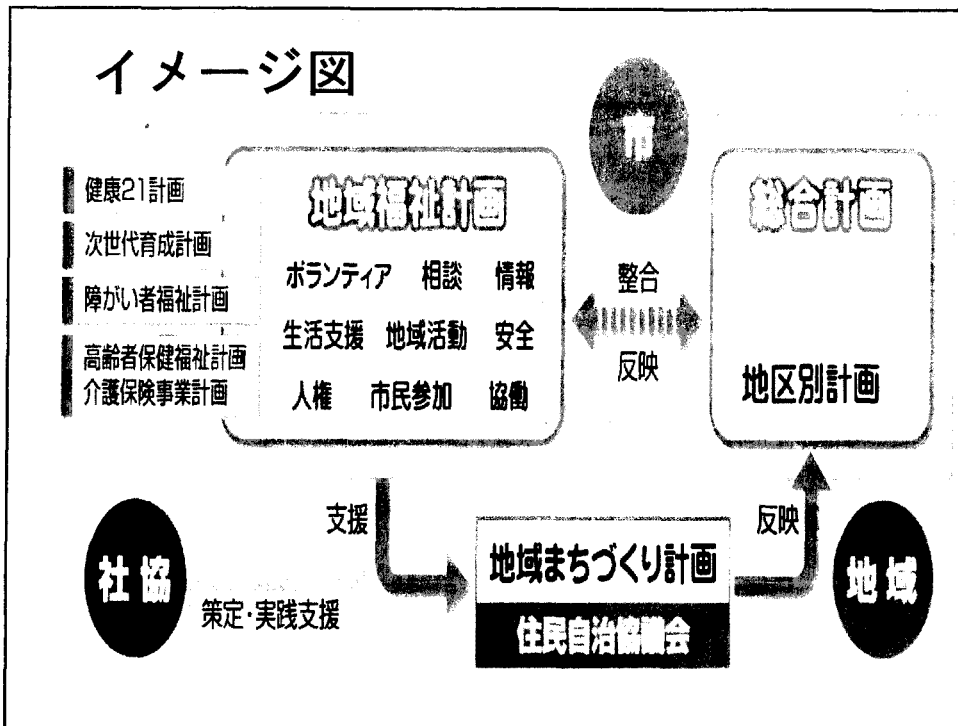
なお、「地域まちづくり計画」の内容は、市の総合計画に反映されます。

※「住民自治協議会」は、「伊賀市自治基本条例」に基づき設置される、地域の意思決定や事務・管理を行う組織です。

### 其ノ二 地域福祉がつながくそれぞれのしあわせ

「地域福祉計画」は、障がいのある人や高齢者、子どもなどといった限定的な福祉の分野にとどまることなく、それらを横断して共通する地域生活の課題（ボランティアの推進・相談・情報・生活支援・安全・人権・市民参加・協働など）に対して、取り組みや連携の仕方などを定めている、社会福祉の基本計画として位置づけられます。

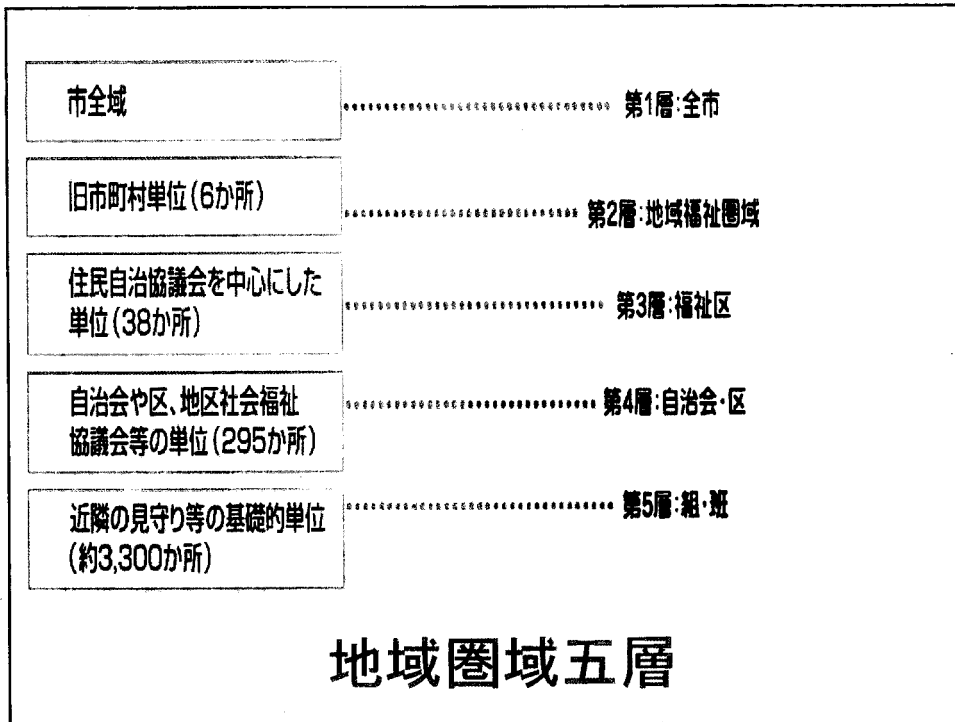
# イメージ図




# 伊賀流地域福祉五道









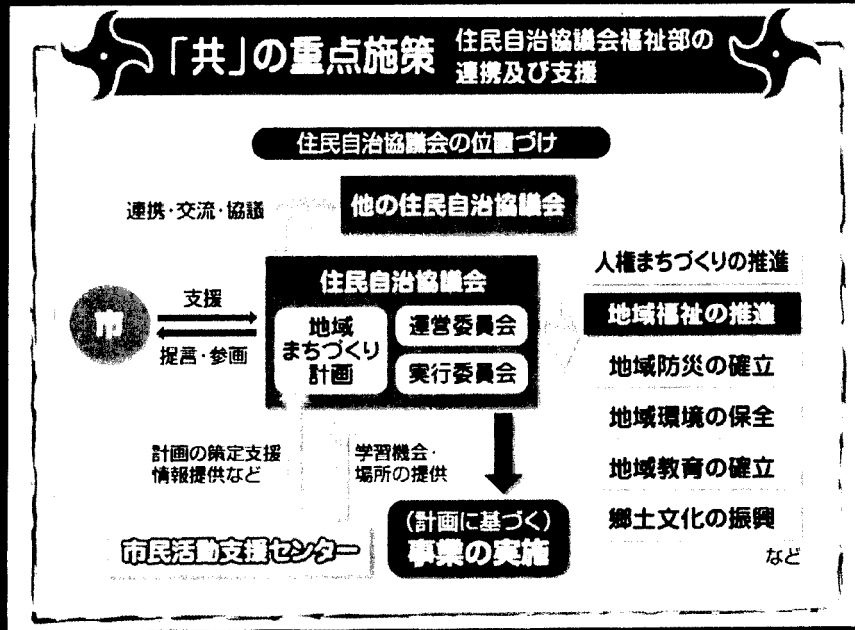
**新しい自治**

基本目標

ともに育む伊賀流自治の創造

「共」というキーワードには、自治基本条例に位置づけられている「新しい時代の公共」や「情報の共有」、外国籍住民との「多文化共生」、差別や偏見をなくす人権都市としての「共同参画」といった理念が含まれています。

## 「共」の重点施策 住民自治協議会福祉部の連携及び支援



## 安住の地域づくり

### 基本目標

安心して暮らせるための  
福祉サービスの推進

「安」というキーワードには、「安心」「安全」という理念のほか、できるだけ市民に経済的な負担をかけない「安価」、高齢者や障害のある人、児童といった制度の縦割りで考えるのではなく、生活課題をもつすべて人にとって使いやすい、暮らしやすいという考え方、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の意味での「安易」という理念があります。そして、伊賀市を「安住」の地として「安らぎ」を持って暮らしていけるまちにしたいという思いが込められているのです。